

## 議案第67号

### うるま市市道路線の廃止及び認定について

うるま市市道路線を次のとおり廃止及び認定するに当たり、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求める。

#### 路線の廃止

No.	路線名	起点	終点	主要な経過地
1	平良川～上江洲線	喜屋武78番	仲嶺594番1	喜屋武
2	与那城29号線	与那城上原8207番	与那城上原1471番	与那城上原

#### 路線の認定

No.	路線名	起点	終点	主要な経過地
1	平良川～仲嶺線	県道75号線	県道224号線	喜屋武
2	仲嶺～上江洲線	県道224号線	県道36号線	仲嶺
3	与那城29号線	与那城上原8207番	与那城宮城3941番	与那城上原
4	与那城131号線	与那城29号線	与那城宮城3089番1	与那城上原

令和5年9月4日提出

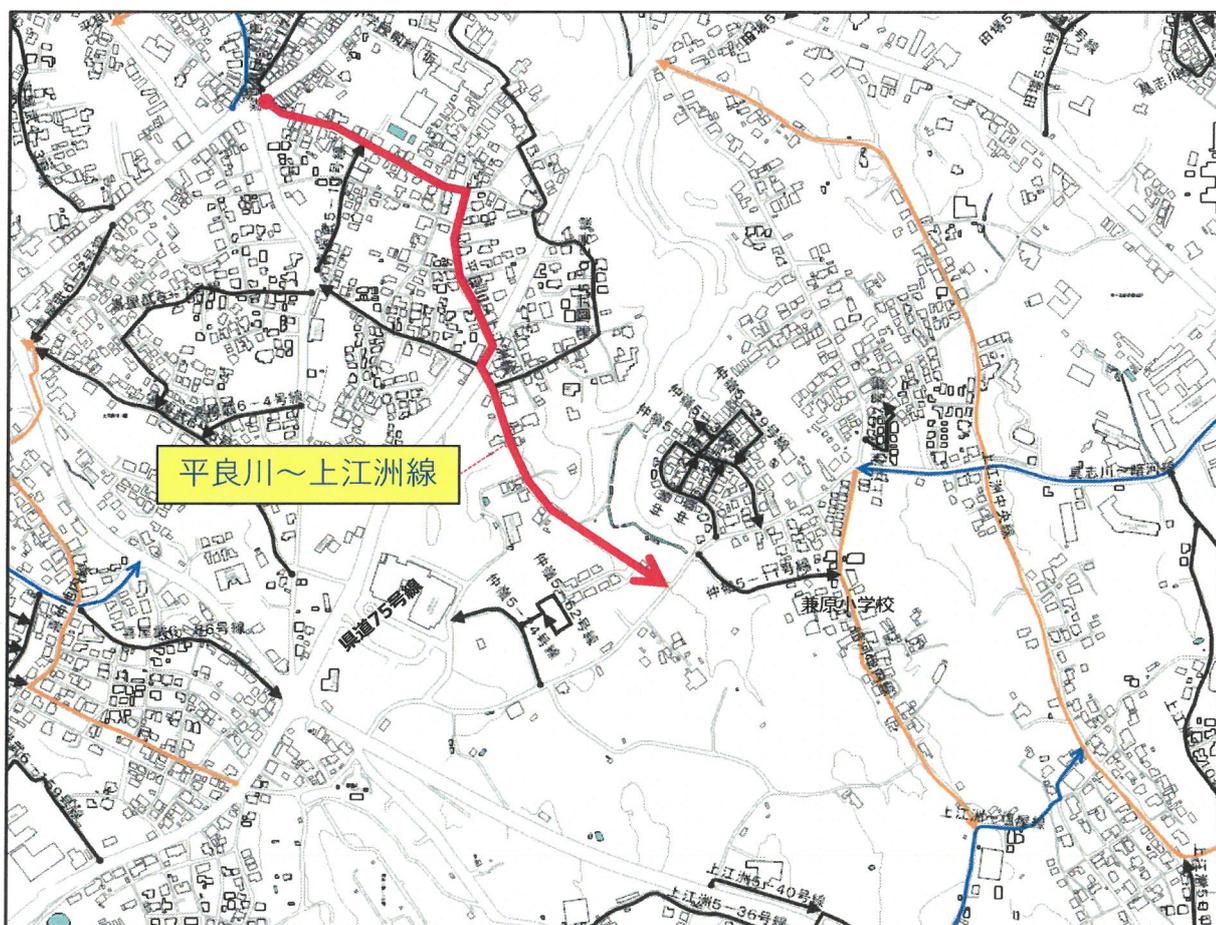
うるま市長 中村 正人

#### 提案理由

道路の新設及び拡幅に伴い、市道の廃止及び認定を行う必要があるため提案する。

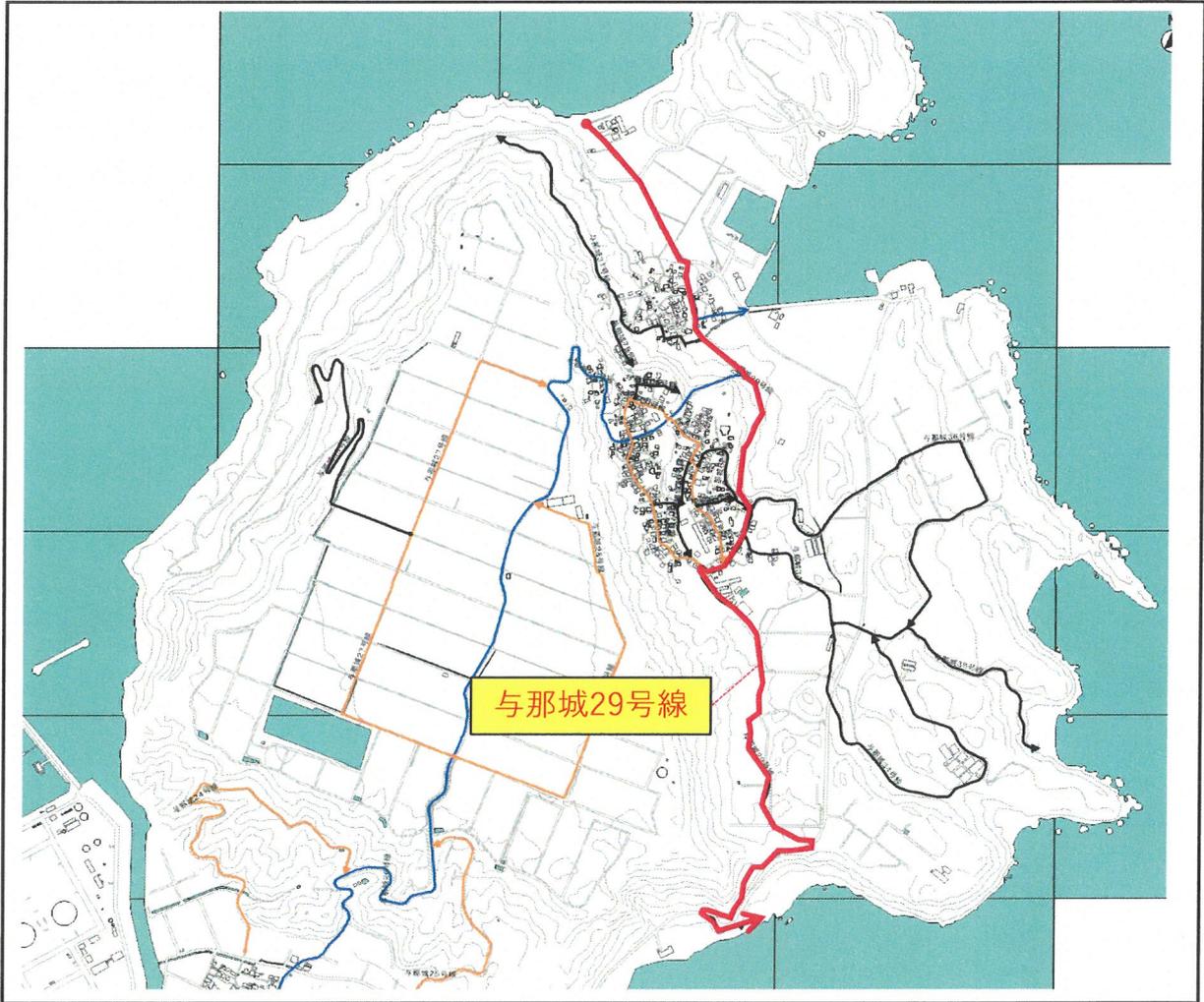
# 位置図

## 路線廃止区間



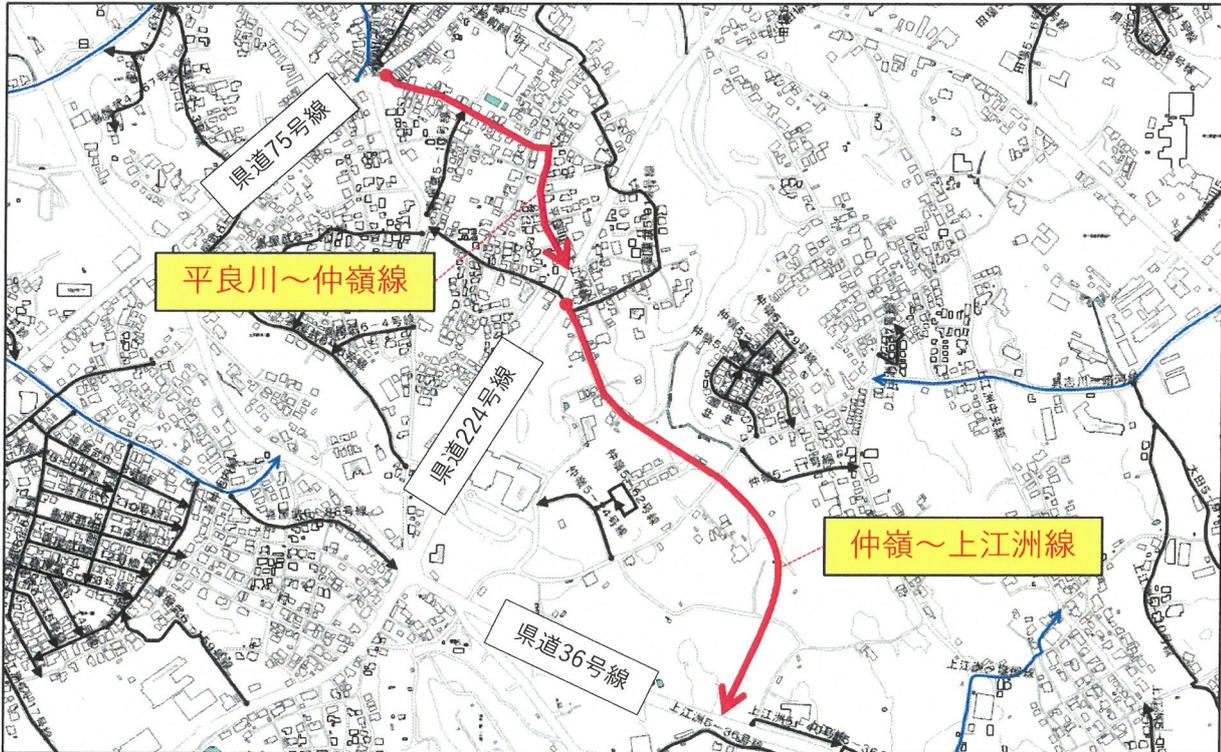
位置図

路線廃止区間



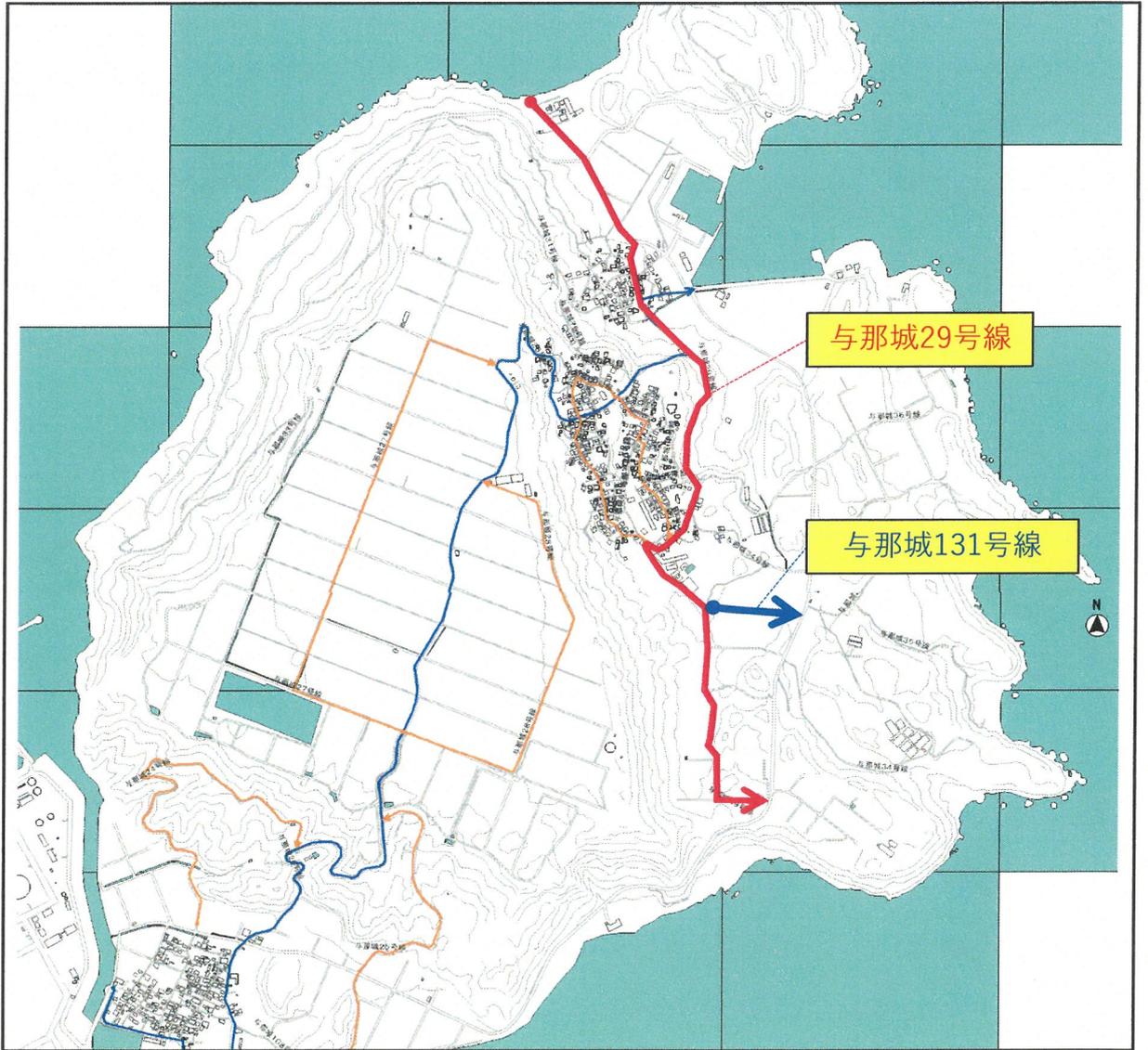
# 位置図

## 路線認定区間



位置図

路線認定区間



議案第68号

物品の取得について（高規格救急自動車）

次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 高規格救急自動車購入
- 2 物品の数量 1台
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 28,050,000円
- 5 契約の相手方  
住 所 浦添市港川2-1-1  
商号又は名称 琉球日産自動車株式会社  
氏 名 代表取締役 仲井間 宗仁

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

高規格救急自動車購入事業における物品売買契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第69号

具志川小学校校舎増改築工事（建築1工区）請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 具志川小学校校舎増改築工事（建築1工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 831,204,000円
- 4 契約の相手方 うるま市字具志川1373番地の4  
（有）新秀建設・（株）喜神サービス・（有）大我組  
建設工事共同企業体  
代表者 有限会社 新秀建設  
代表取締役 新垣 均

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

具志川小学校校舎増改築工事（建築1工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

## 議案第70号

### 具志川小学校校舎増改築工事（建築2工区）請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 具志川小学校校舎増改築工事（建築2工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1,035,177,000円
- 4 契約の相手方 うるま市石川赤崎一丁目9番3号  
(株)丸善組・(株)シンコウハウス工業・(株)ニューテック  
建設工事共同企業体  
代表者 株式会社 丸善組  
代表取締役社長 新垣 勲

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

#### 提案理由

具志川小学校校舎増改築工事（建築2工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第71号

具志川小学校校舎増改築工事（電気）請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 具志川小学校校舎増改築工事（電気）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 179,520,000円
- 4 契約の相手方 うるま市字平良川149番地  
（資）中江電気建設・（有）崎浜電気水道工事・うるま電工（同）  
建設工事共同企業体  
代表者 合資会社 中江電気建設  
代表者 中江 園子

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

具志川小学校校舎増改築工事（電気）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

議案第72号

具志川小学校校舎増改築工事（機械）請負契約について

次のように工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 具志川小学校校舎増改築工事（機械）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 194,150,000円
- 4 契約の相手方 うるま市字大田632番地の1  
（有）新垣設備・（株）明正電設・（有）雅建設工業  
建設工事共同企業体  
代表者 有限会社 新垣設備  
代表取締役 新垣 壮大

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

具志川小学校校舎増改築工事（機械）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため提案する。

## 議案第73号

### うるま市税条例の一部を改正する条例

うるま市税条例（平成17年うるま市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「に

よって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項(この条例による改正後のうるま市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後のうるま市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべきうるま市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

地方税法の改正に伴い、当該条例を改正する必要があるため提案する。

## 議案第74号

うるま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

うるま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成17年うるま市条例第158号）の一部を次のように改正する。

別表うるま市具志川消防署の項中「字川崎」を「字川崎の一部」に、「与那城照間」を「与那城照間の一部」に改め、同表うるま市石川消防署の項中「字昆布」を「字昆布・字川崎の一部」に改め、同表うるま市与勝消防署の項中「勝連南風原の一部」を「勝連南風原の一部・与那城照間の一部」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

消防署の管轄区域の見直しに伴い、当該条例を改正する必要があるため提案する。

## 議案第75号

### うるま市火災予防条例の一部を改正する条例

うるま市火災予防条例（平成17年うるま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式ものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中

「

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	140	100	150	150	150	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	210	100	150	150	150		
			不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	140	800	0	—		0
					据置型レンジ	210	800	0	—		0
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100			
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	500	100	500			

」を

「

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21k W以下	100	15注	15	15注	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	800	0	—	0		
			据置型レンジ	21k W以下	800	0	—	0		
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	—	1000	50	50	50	
			木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
		上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		

	使用温度が30 0℃以上800℃ 未満のもの	—	15 0	10 0	20 0	10 0	
	使用温度が30 0℃未満のもの	—	10 0	50	10 0	50	

」に

改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後のうるま市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

## 議案第76号

中部広域都市計画事業安慶名土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

中部広域都市計画事業安慶名土地区画整理事業施行条例（平成17年うるま市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「郵便法（昭和22年法律第165号）第75条の2第2項第3号に規定する定形郵便物で重量25グラムまでのものの料金の額に相当する額」を「土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条に規定する額」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

### 提案理由

督促手数料の額を土地区画整理法施行規則に定める額とするため、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 77 号

うるま市景観条例の一部を改正する条例

うるま市景観条例（平成 23 年うるま市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

3 重点地区の名称及び区域は、別表第 1 のとおりとする。

第 15 条第 2 項中「次に掲げる行為」を「別表第 2 に掲げる行為」に改め、同項各号を削る。

第 16 条中「次」を「別表第 3」に改め、同条各号を削る。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

名称	区域
伊計島重点地区	第 6 条の規定により策定した景観計画において、伊計島重点地区として定めた区域

別表第 2（第 15 条関係）

1 届出を要する行為（重点地区を除く。）

対象となる行為	対象規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	地形の外観の変更に係る土地の面積が 1,500 平方メートル以上で切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 3 メートル以上の場合
建築物の建築又は工作物の建設を伴う木竹の植栽又は伐採	植栽又は伐採に係る面積が 1,500 平方メートル以上の場合
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	堆積の高さが 3 メートル以上の場合又は堆積に係る土地の面積が 1,500 平方メートル以上で堆積期間が 60 日以上の場合
水面の埋立て又は干拓	全て
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他	1 専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその敷地内において、照明を行う場合

の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明	2 屋外駐車場や展示場などの屋外利用に供する敷地において、照明を行う場合 3 史跡等の景観スポットにおいて、照明を行う場合
----------------------------------	------------------------------------------------------------------

## 2 届出を要する行為（重点地区）

対象となる行為	対象規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	地形の外観の変更に係る土地の面積が500平方メートル以上の場合又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが3メートル以上の場合
建築物の建築又は工作物の建設を伴う木竹の植栽又は伐採	植栽又は伐採に係る面積が500平方メートル以上の場合
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積の高さが3メートル以上の場合又は堆積に係る土地の面積が1,500平方メートル以上で堆積期間が60日以上の場合
水面の埋立て又は干拓	全て
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明	1 専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその敷地内において、照明を行う場合 2 屋外駐車場や展示場などの屋外利用に供する敷地において、照明を行う場合 3 史跡等の景観スポットにおいて、照明を行う場合

## 別表第3（第16条関係）

### 1 届出を要しない行為（重点地区を除く。）

対象となる行為	対象規模及び種類
建築物の新築、増築、改築又は移転	建築物の高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が10メートル未満で建築面積（増築にあつては、増築後の建築面積）が500平方メートル未満の場合
建築物の外観の変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物の高さが10メートル未満で建築面積が500平方メートル未満の場合及び左記の行為による建築物の外観の変更の範囲が10平方メートル未満の場合

工作物の新設、増築、 改築又は移転	1 擁壁、垣（生垣を除く。）、柵、 塀その他これらに類するもの	高さが3メートル未満 の場合
	2 彫像、記念碑その他これらに類す るもの	高さが10メートル未 満（左記の工作物が建
	3 煙突、排気塔その他これらに類す るもの	築物と一体となって設 置されるものにあつて
	4 鉄筋コンクリート造の柱、金属製 の柱その他これらに類するもの	は、左記の工作物の高 さが5メートル未満）
	5 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、 広告塔その他これらに類するもの	で築造面積が500平 方メートル未満の場合
	6 高架水槽、冷却塔その他これらに 類するもの	
	7 観覧車、飛行塔、コースター、ウ ォーターシュート、メリーゴーラン ドその他これらに類する遊戯施設	
	8 コンクリートプラント、アスファ ルトプラント、クラッシャープラン トその他これらに類する製造施設	
	9 自動車車庫の用に供する立体的 な施設	
	10 石油、ガス、液化石油ガス、穀 物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
	11 汚水処理施設、汚物処理施設、 ごみ処理施設その他これらに類す る施設	
	12 風力発電施設	
	13 電気供給又は有線電気通信の ための電線路又は空中線類（支持物 を含む。）その他これらに類するも の	高さ（電線路又は空中 線の支持物が建築物と 一体となって設置され るものにあつては、全 体の高さ）が、20メ

		一トール未満の場合
	1 4 墓園類	築造面積が300平方メートル未満の場合
	1 5 太陽光パネル	パネルの表面積の合計が1,500平方メートル未満の場合
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記1から15までの場合及び左記の行為による工作物の外観の変更の範囲が10平方メートル未満の場合	
法第16条第1項第3号に規定する開発行為	規模が、1,500平方メートル未満の場合又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが3メートル未満の場合	

## 2 届出を要しない行為（重点地区）

対象となる行為	対象規模及び種類		
建築物の新築、増築、改築又は移転	床面積の合計が10平方メートル以下の場合		
建築物の外観の変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更	左記の行為による建築物の外観の変更の範囲が10平方メートル以下の場合		
工作物の新設、増築、改築又は移転	1 煙突、鉄塔等	煙突類、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さが6メートル以下（左記の工作物が建築物と一体となって設置されるものにあつては、左記の工作物の高さが5メートル未満）
		電波塔その他これらに類するもの	高さが4メートル以下
	2 擁壁、垣、柵、塀その他これらに類するもの	高さが2メートル以下の場合（既存の石垣の改築・外観の変更にあつては、法第16条第7項各号の規定による場	

		合)
	3 高架水槽、サイロ、物見塔 その他これらに類するもの	高さが8メートル以下の場合
	4 電気供給若しくは有線電 気通信のための電線路又は 空中線類（支持物を含む。）	高さが11メートル以下の場 合
	5 墓園類	築造面積が300平方メート ル未満の場合
	6 太陽光パネル	戸建住宅などに設置する自家 用の場合
	7 看板などに類するもの	沖縄県屋外広告物条例（昭和 50年沖縄県条例第28号） で適用除外の場合
開発行為	規模が、500平方メートル未満の場合で切土又は盛土によ って生ずる法面若しくは擁壁の高さが3メートル未満の場合	
木の伐採	規模が、500平方メートル未満の場合又は枯損木の伐採や 木の保育のために通常行われる木の伐採の場合	

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例による改正後のうるま市景観条例の規定は、この条例の施行の日以後に申  
請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の  
例による。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

伊計島重点地区の指定及び届出対象等の制定に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

## 議案第78号

うるま市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

うるま市空家等の適正管理に関する条例（平成29年うるま市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」の次に「第1項」を加える。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 管理不全空家等 法第13条第1項の規定に該当し、市が認定した空家等をいう。

第4条中「特定空家等」を「空家等」に改める。

第6条第1項中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、同条第2項中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加える。

第9条第1項中「第6条」を「第7条」に改める。

第10条の見出し中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加え、同条第1項中「特定空家等の判断」を「特定空家等又は管理不全空家等の判断」に、「特定空家等認定基準」を「空家等に関する認定基準」に改め、同条第2項中「特定空家等が疑われる場合」を「認定基準を満たすことが疑われる場合」に、「特定空家等として」を「特定空家等又は管理不全空家等として」に改める。

第12条の見出し中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加え、同条第1項中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加え、「第14条各項」を「第1

3条各項又は第22条各項」に改め、同条第2項中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

第13条第3項中「前項の緊急安全措置」を「第1項の措置」に、「当該緊急安全措置に要した費用」を「当該措置に要した費用」に、「当該緊急安全措置に係る所有者等」を「当該措置に係る空家等の所有者等」に改める。

第14条中「特定空家等」の次に「又は管理不全空家等」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市空家等の適正管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に認定する空家等について適用し、同日前に認定する空家等については、なお従前の例による。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

#### 提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正等に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第79号

うるま市建築確認申請等手数料条例の一部を改正する条例

うるま市建築確認申請等手数料条例（平成19年うるま市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第10条関係）

事務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号及び第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第24項第1号及び第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円
2 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用の除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用の除外に係る認定申請手数料	27,000円
3 法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用の除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用の除外に係る許可申請手数料	33,000円
4 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円
5 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	27,000円

する審査		
6 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	160,000円
7 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	160,000円
8 法第48条第1項から第14項までの各項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円
9 法第48条第1項から第14項までの各項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可(法第48条第16項第1号に該当する場合)の申請に対する審査	用途地域における建築等許可(法第48条第16項第1号に該当する場合)申請手数料	120,000円
10 法第48条第1項から第7項までの各項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可(法第48条第16項第2号に該当する場合)の申請に対する審査	用途地域における建築等許可(法第48条第16項第2号に該当する場合)申請手数料	140,000円
11 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円

許可の申請に対する審査		
1 2 法第52条第6項第3号の規定による容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
1 3 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
1 4 法第53条第4項又は第5項の規定による壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建ぺい率の特例の建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	壁面線の指定又は壁面の位置の制限がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	33,000円
1 5 法第53条第6項第3号の規定による建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円
1 6 法第53条の2第1項第3号又は第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積に関する許可申請手数料	160,000円
1 7 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	27,000円
1 8 法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
1 9 法第55条第4項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
2 0 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さ	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円

に関する特例の許可の申請に対する審査		
2 1 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
2 2 法第57条の2第1項の規定による特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定申請手数料	ア 敷地の数が2である場合 78,000円 イ 敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
2 3 法第57条の3第1項の規定による特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	6,400円に指定した敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
2 4 法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
2 5 法第58条第2項の規定による高度地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円
2 6 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に	高度利用地区内における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位	160,000円

関する特例許可の申請に対する審査	置の特例許可申請手数料	
27 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
28 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円
29 法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定による壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
30 法第67条第9項第2号の規定による間口率等に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率等の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
31 法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区内における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積の特例許可申請手数料	160,000円
32 法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内における建築物の各部分の高さの適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
33 法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の建ぺい率、同条第3項の規定による建	再開発等促進区等内における建築物の容積率、建ぺい率、高さ又は用途に関する制限の適用除外に係る	27,000円

建築物の高さ又は同条第7項(法第87条第2項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	認定申請手数料	
34 法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
35 法第68条の4の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
36 法第68条の5の2の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	防災街区整備地区計画の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
37 法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
38 法第68条の5の5第1項の規定による建築物の容積率又は同条第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
39 法第68条の5の6の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	27,000円
40 法第68条の7第5項の規定による建築物の	予定道路に係る建築物の	160,000円

定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料	
4 1 法第85条第6項の規定による仮設興行場等又は仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等又は仮設建築物の建築許可申請手数料	120,000円
4 2 法第85条第7項の規定による1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場の必要がある仮設興行場の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	160,000円
4 3 法第86条第1項の規定による一の敷地とみなされる一定の敷地とみなされる一定の敷地内の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなされる一定の敷地内の建築物の特例認定申請手数料	ア 建築物の数が1又は2である場合 78,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
4 4 法第86条第2項の規定による一の敷地とみなされる一定の敷地とみなされる一定の敷地の区域内の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一の敷地とみなされる一定の敷地の区域内の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例認定申請手数料	ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 78,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に2

		8,000円を乗じて得た額を加算した額
45 法第86条第3項の規定による広い空地を有する一敷地とみなされる一団地内の建築物の特例許可申請に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する一敷地とみなされる一団地内の建築物の特例許可申請手数料	ア 建築物の数が1又は2である場合 220,000円 イ 建築物の数が3以上である場合 220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
46 法第86条第4項の規定による広い空地を有する一敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を有する一敷地とみなされる一定の一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした建築物の特例許可申請手数料	ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 220,000円 イ 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
47 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 7

		8,000円 イ 建築物の数が 2以上である場 合 78,000 円に1を超える 建築物の数に2 8,000円を乗 じて得た額を加 算した額
48 法第86条の2第2項の規 定による一敷地内認定建築物以 外の建築物に関する特例の許可 の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外 の建築物の特例許可申請 手数料	ア 建築物（一敷地 内認定建築物を 除く。イにおいて 同じ。）の数が1 である場合 2 20,000円 イ 建築物の数が 2以上である場 合 220,00 0円に1を超え る建築物の数に 28,000円を 乗じて得た額を 加算した額
49 法第86条の2第3項の規 定による一敷地内許可建築物以 外の建築物に関する許可の申請料 に対する審査	一敷地内許可建築物以外 の建築物の許可申請手 数料	ア 建築物（一敷地 内許可建築物を 除く。イにおいて 同じ。）の数が1 である場合 2 20,000円 イ 建築物の数が 2以上である場 合 220,00 0円に1を超え る建築物の数に

		28,000円を乗じて得た額を加算した額
50 法第86条の5第1項の規定による一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地内にあるとみなされる建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
51 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
52 法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円
53 法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	27,000円
54 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物の用途変更に係る2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物の用途変更に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	27,000円
55 法第87条の2第2項の規定により準用する既存の一の建築物の用途変更に係る2以上の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物の用途変更に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料	27,000円
56 法第87条の3第6項の規定による興行場等への一時的な用途変更許可申請手数料	興行場等への一時的な用途変更許可申請手数料	120,000円

用途変更の許可の申請に対する 審査		
57 法第87条の3第7項の規定による特別興行場等への一時的な用途変更の許可の申請に対する審査	特別興行場等への一時的な用途変更許可申請手数料	160,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のうるま市建築確認申請等手数料条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

提案理由

建築基準法の一部改正等に伴い、当該条例を改正する必要があるため提案する。

議案第 80 号

うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年うるま市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

5 市長	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成 25 年うるま市条例第 47 号）に定める事務であって規則で定めるもの
------	-----------------------------------------------------------------

」を

「

5 市長	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成 25 年うるま市条例第 47 号）に定める事務であって規則で定めるもの
6 市長	うるま市こども医療費助成に関する規則（平成 17 年うるま市規則第 77 号）による子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 97 号）に定める事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第 2 中

「

7 市長	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例に定める事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって規則で定めるもの

」を

7 市長	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例に定める事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険被保険者資格情報」という。）であって規則で定めるもの
		うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例に基づく医療費給付に関する情報であって規則で定めるもの
8 市長	うるま市こども医療費助成に関する規則による子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険被保険者資格情報であって規則で定めるもの
		うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例に基づく医療費給付に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	うるま市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例に定める事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険被保険者資格情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、当該条例を改正する必要があると提案する。

## 議案第 81 号

うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

うるま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成 26 年うるま市条例第 19 号) の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「B 型 (同省令第 27 条)」を「B 型 (同令第 27 条)」に、「B 型をい  
う。第 42 条第 3 項第 1 号」を「B 型をいう。同号」に、「C 型 (同省令第 27 条)」を「C  
型 (同条)」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のうるま市特定教育・保育施  
設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日  
から適用する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

うるま市長 中村 正人

### 提案理由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律  
等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令の施行等に伴い、当該条  
例を改正する必要があると提案する。

## 議案第 82 号

### うるま市印鑑条例の一部を改正する条例

うるま市印鑑条例（平成 17 年うるま市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第 13 条の 2 登録者は、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げるものを用いて、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を利用して、印鑑登録証明書の交付申請をし、その交付を受けることができる。

（1） 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。）

（2） 移動端末設備（公的個人認証法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備であって、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものをいう。）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

うるま市長 中村 正人

### 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、当該条例を改正する必要があると提案する。

議案第 83 号

うるま市附属機関設置条例の一部を改正する条例

うるま市附属機関設置条例（平成 17 年うるま市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市バイオマス利活用推進協議会	バイオマス利活用推進に関し必要な事項について協議すること。
-------------------	-------------------------------

」を

「

うるま市バイオマス利活用推進協議会	バイオマス利活用推進に関し必要な事項について協議すること。
うるま市循環型農業推進協議会	循環型農業推進に関し必要な事項を協議すること。

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 うるま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年うるま市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

うるま市消防協議会	医師	日額 10,000
	知識経験者	日額 8,000
	その他	日額 4,000

」を

「

うるま市消防協議会	医師	日額 10,000
	知識経験者	日額 8,000
	その他	日額 4,000

うるま市循環型農業推進協議会 委員	知識経験者	日額 8,000
	その他	日額 4,000

」に改める。

令和5年9月4日提出

うるま市長 中村 正人

#### 提案理由

うるま市循環型農業推進協議会を設置するため、当該条例を改正する必要があると提案する。